

## 第4号議案 2013秋闘・2014春季生活闘争方針

### 基本方針

1. 各加盟組合は、秋闘および春季生活闘争に臨むにあたり、組合員を中心とする全雇用労働者の賃金や一時金をはじめとする労働条件について、事前準備を十分整えたうえで主体的に目標を設定するなど積極的に取り組むこととします。
2. 労使協議体制の充実をはかり、労働条件にかかわる課題のみならず、経営課題や職場環境の改善などの協議をつうじて総合労使協議体制の確立をはかり、総合的な労働条件の改善を目指すこととします。
3. 本部に引き続き雇用対策本部を設置し本部、地連、加盟組合の連携をはかるとともに、各加盟組合は情報の共有化をはかり、組合員のみならず全雇用労働者の安定的な雇用確保につとめることとします。
4. 本部ならびに地連に闘争委員会を設置し、各加盟組合の交渉状況に応じて業種別委員会とも連携しながら必要な支援を行います。また、各加盟組合は闘争委員会のもとに情報交換や情勢分析を強化し、交渉状況を効果的に波及させていくこととします。
5. 賃上げ要求や具体的な到達水準などは、「指標」を活用するとともにこれまでの取り組みを考慮しつつ議論を重ねていくこととします。
6. 連合の掲げる政策制度要求に関しては、構成組織の一員として活動に参加することとします。また、国政レベルで審議されている労働法制改正議論や、社会保障制度の再構築などは、その動向を注視するとともに必要に応じた対応をはかっていきます。

### I. 2013秋闘

日本経済は、金融緩和策などにより株価が上昇し、円高から円安に移行し回復傾向にあるといわれていましたが、株価が短期間で乱高下するなど安定せず、あわせて原油、原材料の高騰、福島第一原子力発電所事故処理等の不安材料があり、先行きの不透明感は払拭されていません。私たちの足元を見れば、電気、ガス料金、生活用品の値上げや2014年には消費税増税が予定されており生活への影響が懸念されます。

このような状況下、2013秋闘については、具体的な方針を早期に確立して一時金交渉や労働条件の改善に全力を傾注することとします。また、2013春季生活闘争から冬期一時金が継続協議となっている加盟組合もあり、企業業績や財務状況を事前に把握し、準備を整え万全の体制で臨むこととします。

1. 一時金の要求については、まずはすべての加盟組合が年収維持を前提に取り組むこととし、「35歳年収 550万円」の実現にむけ「指標」を活用し主体的に水準向上に取り組むこととします。また、業績連動一時金導入組合は、固定支給部分への配分拡大を行うとともに公平な基準に基づく配分と適切な水準の確保を目指すこととします。

## 2. 総実労働時間短縮にむけて

各加盟組合は、年間総実労働時間1800時間達成にむけ、時短方針や第3期アクションプランに基づき積極的に総実労働時間短縮にむけた取り組みを行うこととします。

(1) 加盟組合は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点や、健康でゆとりある働き方の実現のため、段階的目標の達成にむけた推進計画（取り組み期間は2012年8月～2017年7月とする）を作成し、秋闘・春季生活闘争も含め主体的に取り組むこととします。

- 第1目標（現行最低基準）：年間所定内労働時間2000時間以内とする
- 第2目標：年間総実労働時間2000時間以内とする
- 第3目標：年間総実労働時間1900時間以内とする
- 第4目標（現行到達基準）：年間総実労働時間1800時間以内とする

(2) 加盟組合は、段階的目標に応じた、時短方針に基づき策定された第3期アクションプランで示す4項目に取り組むこととします。

### アクションプランに設定する4項目の取り組み

- ①所定内労働時間の短縮（1日および年間）
- ②年次有給休暇の取得拡大
- ③時間外労働（所定外労働）の削減
- ④その他（36協定の適正化・労働環境改善等）

## 3. 両立支援・男女平等社会の実現

「両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一对応」（第10回中央委員会）について、男女平等推進計画の取り組み目標に定めた加盟組合は、その項目に重点的に取り組むこととします。目標に定めていない加盟組合は、統一对応の達成にむけ取り組むこととします。

## 4. 希望者全員が65歳まで就労が可能となる制度の確立

希望者全員が65歳まで就労が可能となる制度の確立にむけ、第12回中央委員会で確認した統一对応に取り組む労使協定を行うこととします。

## 5. 契約社員やパートタイマー等の待遇改善

第12回中央委員会で確認した「均等・均衡待遇実現」に関わる要求基準に基づき、契約社員やパートタイマー等の待遇改善に取り組むこととします。

## 6. 組合員の範囲拡大にむけた要求（第7回中央委員会確認）

サービス連合として重要課題として掲げた組合員の範囲拡大を目指し取り組むこととします。特に、従業員の過半数を擁していない加盟組合においては、改めて過半数組合の重要性を認識し、統一对応にのっとった取り組みを行うこととします。

## 7. 闘争委員会の設置

- ・中央執行委員会に中央闘争委員会を設置することとします。
- ・地連執行委員会に地連闘争委員会を設置することとします。
- ・連合会や各地協の判断により闘争委員会を設置する場合は、中央・地連の各闘争委員会

はその活動を支援することとします。

## 8. 要求書の提出と妥結

- (1) 要求書の提出はサービス連合会長との連名で提出することとします。ただし、連合会や各地協については別途定めることとします。
- (2) 要求書は    月    日までに提出し、一時金を含めたすべての項目を    月    日までに決着することを目指します。なお、上記秋闘交渉の具体的スケジュールについては、10月に開催する中央闘争委員会にて決定することとします。

### <<ホテル・レジャー業の要求基準>>

#### 1. 一時金

- (1) 年収維持に取り組むこととし、そのうえで「指標」を活用し水準向上に取り組むこととします。

「指標」を活用しない加盟組合は、年間4.0ヵ月以上の要求とします（業績連動部分を除く）。年間4.0ヵ月に到達している組合については、当面の年収基準ならびに到達目標基準に近づける取り組みをします。年間4.0ヵ月の確保が困難な場合は、前年年間一時金支給月数プラス0.5ヵ月以上に取り組めます。

- (2) 業績連動一時金の導入提案に対しては、安定した年間収入を確保するため本部方針や以下に留意し、納得できるまで団体交渉を重ね、安易な制度導入をさせない姿勢で臨みます。
  - ・業績指標（例えば売上高・G O P等）は、働く側の努力が反映される指標をベースとします。
  - ・予算および営業方針などの策定について労使協議が保障されることとします。
  - ・支給月数に占める業績連動部分は最小限とします。

#### 2. その他の取り組み課題

- (1) 労働協約の改定交渉に臨む加盟組合は、「諸基準」の到達にむけて取り組むこととします。労働協約未締結の加盟組合はサービス連合モデル労働協約を参考に、包括的な労働協約締結にむけて取り組みます。
- (2) 本部方針に基づき、総実労働時間短縮にむけた時間管理や、職場環境の整備を職場と一体となった取り組みとして進めます。

### <<観光・航空貨物業の要求基準>>

#### 1. 一時金

- (1) 一時金要求基準は以下のとおりとします。
    - ・年収の維持・向上を目指し、「35歳年収 550万円」の実現のため「指標」を活用し主体的に要求づくりを行うこととします。
    - ・「指標」を活用しない加盟組合の要求基準を4.0ヵ月（夏2.0ヵ月、冬2.0ヵ月）とし、到達目標水準については、5.5ヵ月（夏2.5ヵ月、冬3.0ヵ月）以上とします。
  - (2) 業績連動一時金などの制度導入や新たな配分方法への対応などについては、事前に十分な情報交換を行うこととします。
2. 各加盟組合は、1を基本に主体的に要求水準を設定することとします。
  3. 同時要求項目は、一時金交渉に支障をきたさないよう可能な限り早期に解決をはかるよう努力することとします。

## Ⅱ．2014春季生活闘争

2014春季生活闘争は、中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ「指標」を活用することを前提に要求基準策定に取り組むこととします。策定にあたっては、産業情勢や加盟組合の状況を把握したうえで政策局を中心に十分に事前準備を整えると同時に、業種別委員会や地連での議論と中央執行委員会の議論を連動させ、具体的な要求内容の策定に臨むこととします。また、体制強化の議論も並行して行うこととします。

なお、2014春季生活闘争における具体的な要求内容および闘争スケジュールについては、改めて2014年1月に開催する第13回中央委員会で提案することとします。